

## 秦野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(令和2年12月24日施行)

### (趣旨)

第1条 この要領は、秦野市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）について、秦野市広告掲載の募集及び広告媒体の受入れに関する要綱（平成25年2月1日施行。以下「要綱」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、秦野市立図書館（以下「図書館」という。）の雑誌及び雑誌架に広告を掲載することで財源を確保し、雑誌を充実させ、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を図書館に提供することをいう。

### (広告等の掲載)

第4条 スポンサーは、提供雑誌の表紙及び雑誌架にスポンサー名を、提供雑誌の裏面にスポンサーの広告を掲載することができる。

### (雑誌の管理)

第5条 スポンサーが購入した雑誌の配架位置、保存及び廃棄については、図書館が決定する。

### (スポンサーの基準)

第6条 スポンサーは企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

### (広告等の規格)

第7条 広告等の規格は、図書館が別に定める。

(広告等の内容)

第8条 広告及びスポンサー名（以下「広告等」という。）は、要綱第3条各号に掲げるもののほか、図書館の公共性及び信頼性を損なうおそれのあるものは掲載しない。

(広告等の掲出期間及び雑誌の提供期間)

第9条 広告等の掲出期間は、雑誌提供の開始の日から年度の末日までとし、雑誌の提供期間においても同様とする。この場合において、広告等の掲出期間満了の3か月前までに提供終了の意思表示がないときは、翌年度以降においても提供を継続するものとする。

(募集期間)

第10条 各年度における雑誌スポンサー制度の募集期間は、その前年度の2月1日から2月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込を希望する者（以下「申込者」という。）は、募集期間を過ぎた場合でも、スポンサー制度に申し込むことができる。この場合において、その申込者は、雑誌の提供開始日等について図書館と協議するものとする。

(雑誌の選定)

第11条 申込者は、図書館が指定する雑誌から提供を希望する雑誌を選定するものとする。

(申込方法)

第12条 申込者は、要綱第5条に規定する広告掲載申込書（要綱第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、図書館に提出する。

- (1) 掲載する広告等の案
- (2) 申込みをしようとする者の事業の概要がわかる書類（企業案内等）
- (3) その他図書館が特に必要と定めるもの

(スポンサーの決定方法)

第13条 前条の規定により、申込みがあったときは、図書館は、その内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、要綱第7条に規定する広告掲載承認（不

承認) 決定通知書(要綱第2号様式)により申込者に通知する。

2 広告掲載の申込者が同一雑誌に複数いた場合は、受付順に決定するものとする。

(雑誌納入代金の支払方法)

第14条 納入する雑誌の代金は、スポンサーが全額負担し、雑誌納入業者に直接支払うものとし、支払いに係る経費はスポンサーの負担とする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載の取下げを申し出るときは、取下げ希望日の3か月前までに図書館に要綱第14条に規定する広告掲載取下申出書(要綱第4号様式)を提出するものとする。

(雑誌の納入方法)

第16条 スポンサーは、書店等と年間購読契約を結び、図書館に発売日に雑誌を納入する。

(広告等表示内容の変更)

第17条 スポンサーは、広告等の表示内容を変更しようとするときは、事前に図書館と協議するものとする。

(雑誌の休刊等による中止等)

第18条 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合には、図書館とスポンサーとの協議により、提供雑誌を変更することができる。

(広告等の内容に関する責任)

第19条 スポンサーは、掲載した広告等に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(提供雑誌の所有権)

第20条 提供雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(その他)

第21条 その他疑義のある事項が生じた際、図書館とスポンサーとの協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月24日から施行する。